資料第 27-6 号

今後の検討の進め方（案）

平成 21 年 6 月 22 日
放射線規制室

放射線障害防止法に対するクリアランス制度導入に向けた放射線安全規制検討会における今後の検討の進め方は、以下のとおりとしたい。

1. 検討事項

検討事項は、次の 3 項目となる。

（1）クリアランス制度導入等に係る制度設計
（2）クリアランス判断方法
（3）クリアランスレベル

2. スケジュール

基本的なスケジュールは、次のとおり。

○ 平成 21 年 4 月～6 月：放射線安全規制検討会において 1. (1),(2),(3)に係る基本方針の確認

※基本方針の確認後、政省令・告示等に規定する具体的な事項を、3. のとおり放射線安全規制検討会及びクリアランス WG において検討。

○ 平成 21 年 12 月頃：放射線安全規制検討会において放射線障害防止法改正作業に資するためのとりまとめ

○ 平成 22 年 11 月頃：放射線安全規制検討会において政省令・告示等整備に資するためのとりまとめ

3. 基本方針確認後の放射線安全規制検討会とクリアランス WG における検討区分

今回の基本方針確認後に行う、政省令・告示等に規定する事項の検討にあたっては、具体的には放射線安全規制検討会とクリアランス WG において次のように検討を進めることとしたい。なお、ワーキングルグループについては、技術的事項が細分化かつ専門化することから、クリアランス WG の他に新たに設置することも必要に応じて考慮する。

（1）放射線安全規制検討会

放射線安全規制検討会では、今回のクリアランス制度導入等に係る放射線障害防止法改正全般を対象として、クリアランス WG における技術的事項の検討を活用して、1. に示した事項について次の基本方針に基づき検討を行うこととする。

1）クリアランス制度導入等に係る制度設計の基本方針（現在の案は資料第27-3号）
2）クリアランス判断方法の検討に関する基本方針（現在の案は資料第 27-4号）
3）放射線障害防止法に規定するクリアランスレベルの設定に係る基本方針（現在の案は資料第 27-5 号）

（2）クリアランス WG

クリアランス WG では、次の技術的事項を対象として、それぞれの基本方針に基づき検討を行う。検討にあたっては、進捗状況を随時放射線安全規制検討会に報告し、検討の方向性の確認を受けながら進めることとする。なお、放射線安全規制検討会における基本方針確認前でも、クリアランスレベル計算に必要な対象物の物量や評価経路等、基礎的な調査検討は進めることとする。

1）クリアランス制度導入等に係る制度設計のうち放射化物の判断基準や取扱い

「クリアランス制度導入等に係る制度設計の基本方針」のうち「２．放射化物に対する安全規制の導入」に基づき検討を行う。

2）クリアランス判断方法

「クリアランス判断方法の検討に関する基本方針」に基づき検討を行う。

3）クリアランスレベル

「放射線障害防止法に規定するクリアランスレベルの設定に係る基本方針」に基づき検討を行う。

本年 12 月頃の放射線障害防止法改正作業に資するためのとりまとめに関する基本スケジュール

		4 月～6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
放射線安全規制検討会	（1）制度設計 （2）クリアランス判断方法 （3）クリアランスレベル	基本方針確認		クリアランス WG の検討状況確認		○クリアランス WG の検討状況確認 ○報告とりまとめ ・クリアランス WG で扱わない制度設計等に係る事項 ・クリアランス WG 報告に係る事項		
クリアランス WG	1）制度設計のうち放射化物の判断・取扱い基準 2）クリアランス判断方法			○放射線発生装置使用施設における放射化評価等、各技術的評価に係る検討 ○関係団体・事業者からのヒアリング		報告とりまとめ		
	3）クリアランスレベル	対象物の設定、評価経路及び計算モデルの設定、評価パラメータの整備等に係る検討		クリアランスレベルに係る試算値計算及び妥当性評価等に係る検討		放射線障害防止法に規定すべきクリアランスレベルの設定（試算値による案）		

注）平成 22 年 11 月頃を目処とする省令・告示等整備に資するためのとりまとめに向けた各項目の検討は、継続的に実施する。

参考